

第10次 粉じん障害防止総合対策の実施をお願いします



第10次粉じん障害防止総合対策の重点事項（詳細は中面）

1. 呼吸用保護具の使用の徹底および適正な使用の推進
2. すい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. じん肺健康診断の着実な実施
4. 離職後の健康管理の推進
5. その他地域の実情に即した事項
 - ・アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業
 - ・金属等の研磨作業
 - ・岩石・鉱物のばり取り作業、鉱物等の破碎作業など

粉じん障害によるじん肺とは



主に小さな土ぼこりや金属の粒などの粉じんを長年吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなってしまう病気で、根本的な治療がありません。

いったんじん肺にかかると正常な肺には戻らず、病気は進行します。

粉じんへの「ばく露防止対策」を徹底し、じん肺にからないように予防することが重要です。

正常な肺 じん肺に罹患した肺



事業者の皆さんにお願いしたい重点措置について

このたび、厚生労働省は、「第10次粉じん障害防止総合対策（令和5年度～令和9年度）」を策定しました。新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、大幅に減少しています。近年、その数は100人台で推移しておりますが、粉じん作業従事労働者は増加傾向で60万人を超えており、粉じんばく露防止対策を継続して推進する必要があります。

事業者の皆さまは、総合対策に基づき粉じん障害防止措置の徹底をお願いします。
粉じん作業に従事する労働者の方も、防止措置を実施しましょう。



粉じん作業従事労働者の年次推移

(昭和55年～令和3年)

1. 呼吸用保護具の使用の徹底と適正な使用の推進

労働者に対し、防じんマスクなどの使用の必要性について教育をお願いします。また、「粉じん保護具着用管理責任者」を選任し、以下のことを実施させましょう。

- 呼吸用保護具の選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- 呼吸用保護具の保守管理や廃棄
- 呼吸用保護具のフィルタ交換の基準を定め、フィルタ交換を管理
また、それを記録する台帳の整備
- 呼吸用保護具の適正な着用

解体作業等で、法令上必要にもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクなどを外させることは認められません。

電動ファン付き呼吸用保護具を使いましょう

電動ファン付き呼吸用保護具は、マスク面体内が陰圧にならないため、防護性能が高く、楽に呼吸できます。

じん肺管理区分が管理2、管理3イの労働者が粉じん作業に従事する場合には、電動ファン付き呼吸用保護具を使用させることが望ましいとされています。



2. すい道等建設工事における粉じん障害防止対策

「すい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策を徹底しましょう。

特に、一部作業で着用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具の使用は、作業中にファンが有効に作動する必要があるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備を備え付けましょう。

ガイドラインの主な内容

- 換気装置による換気の実施等
- 換気の実施等の効果を確認するための、ガイドラインで定めた方式による粉じん濃度測定の実施およびその結果に応じた換気装置の風量の増加その他必要な措置の実施
- コンクリート等を吹き付ける場所における作業等に従事する労働者に対する電動ファン付き呼吸用保護具の使用
- 発破の作業を行った場合において、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に労働者を近寄らせない措置

3. じん肺健康診断の着実な実施

労働者の健康管理のためにじん肺健康診断を下記の表に示す頻度で実施し、じん肺健康管理実施状況報告を毎年提出しましょう。

粉じん作業に労働者を従事させる際には、じん肺法に基づき「じん肺健康診断」の実施が事業者に義務づけられています。



定期じん肺健康診断の頻度

じん肺管理区分	粉じん作業従事との関連	頻度
管理 1	常時粉じん作業に従事	3年以内ごとに1回
管理 2	常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	3年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事	1年以内ごとに1回
管理 3	常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	1年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事	

4. 離職後の健康管理の推進

事業者は、離職する方に対して、健康管理手帳制度を周知してください。

じん肺管理区分2または3の方は離職後、都道府県労働局に申請することにより、健康管理手帳が交付され、健康管理手帳所持者は無料で健康診断を年に1回受けることができます。

じん肺は経過が長く、長期的な健康管理が重要です。

5. その他地域の実情に即した事項

各地域の実情に応じて引き続き粉じん障害防止対策をお願いします。

- アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業
- 金属等の研磨作業
- 岩石・鉱物のばり取り作業、鉱物等の破碎作業



じん肺に関する措置について

じん肺所見がある方に対しては、「じん肺管理区分」に応じた適切な就業上の措置を実施しましょう。

じん肺所見	じん肺管理区分	就業上の措置
なし	管理 1	就業上の特別の措置なし
	管理 2	粉じんばく露の低減措置の努力義務
	管理 3イ	勧奨 作業転換の努力義務
あり	管理 3ロ	指示 作業転換の義務
	管理 4	
	管理 2または3で 合併症罹患	療養

厚生労働省ウェブサイト

- ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/080529-1.html>
- 離職するじん肺有所見者のためのガイドブック
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000152476.html>

※ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局労働基準部健康主務課または労働基準監督署へお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署